

平成27年3月27日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成26年(行ケ)第7号 選挙無効請求事件

口頭弁論の終結の日 平成27年2月6日

判 決

宮崎市

原 告

宮崎県延岡市

原 告

宮崎県小林市

原 告

鹿児島市

原 告

鹿児島県奄美市

原 告

鹿児島県薩摩郡

原 告

鹿児島県霧島市

原 告

鹿児島県鹿屋市

原 告

上記8名訴訟代理人弁護士 大迫敏輝

同 久保山博充

同 升永英俊

同 久保利英明

同 伊藤真

宮崎市橋通東二丁目10番1号

被	告	宮崎県選挙管理委員会
同 代 表 者 委 員 長		藤 仁 俊
同 指 定 代 理 人		甲 正 文
同		横 幸 子
同		上 浩 司
同		北 良 弘
同		宮 英 敏

鹿児島市鴨池新町10番1号

被	告	鹿児島県選挙管理委員会
同 代 表 者 委 員 長		鎌 田 六 郎
同 指 定 代 理 人		寺 地 一 博
同		房 村 浩 哲
同		鳥 越 治
同		松 元 修
同		小 濱 勉
同		早 門 努
上記 2名 指定代理人		小 濱 優
同		早 崎 純
同		前 田 義
同		豊 田 华
同		内 藤 英
同		廣 田 久
同		島 立 哲
同		平 瀬 也
同		松 田 武
同		向 原 香
同		原 裕 司

同 盛 武 美 智 子
同 梅 北 篤 生
主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

平成26年12月14日施行の衆議院（小選挙区選出）議員選挙の宮崎県第1区ないし第3区、鹿児島県第1区ないし第5区における選挙を無効とする。

第2 事案の概要

本件は、平成26年12月14日施行の第47回衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）について、宮崎県第1区ないし第3区、鹿児島県第1区ないし第5区（以下「本件各選挙区」という。）の選挙人である原告らが、衆議院小選挙区選出議員の選挙（以下「小選挙区選挙」という。）の選挙区割りを定める公職選挙法の規定が憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙も無効であると主張して、公職選挙法204条に基づき、本件選挙のうち上記各選挙区における選挙を無効とすることを求める事案である。

- 1 前提事実（後記のうち証拠等の掲記のない事実は公知である。）

(1) 当事者

原告らは、いずれも本件選挙における本件各選挙区の選挙人であり、
それぞれが属する選挙区は、原告 宮崎県第1区、原告
が同第2区、原告 が同第3区、原告 鹿児島県第
1区、原告 同第2区、原告 同第3区、原告
が同第4区、原告 5区である（争いがない。）。

- (2) 昭和25年に制定された公職選挙法は、衆議院議員の選挙制度につき、
従来、中選挙区単記投票制を採用していたが、平成6年1月に公職選挙

法の一部を改正する法律（平成6年法律第2号）が成立し、その後のその一部の改正を経て、小選挙区比例代表並立制に改められた。

上記の公職選挙法の一部を改正する法律と同時に成立した衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成24年法律第95号による改正前のもの。以下「旧区画審設置法」という。）において、内閣府に置かれた衆議院議員選挙区画定審議会（以下「区画審」という。）は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるとときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとされ（同法2条），改定案を作成するに当たっては、①各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口のうちその最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上にならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通などの事情を総合的に考慮して合理的におこなわれなければならないこと（同法3条1項），②各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出の選挙区の数は、各都道府県にあらかじめ1を配当した上で（以下、これを「1人別枠方式」という。），これに小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とすること（同条2項）が定められた（以下「旧区割基準」という。）。

(3) 平成12年10月に実施された国勢調査の結果を踏まえた区画審の勧告を受け（弁論の全趣旨），5増5減（5つの都道府県で選挙区数を1ずつ増加させ、別の5つの都道府県で選挙区数を1ずつ減少させることをいう。）を内容とする公職選挙法の一部を改正する法律（平成14年法律第95号）が平成14年7月31日に成立し、同改正法により改定された公職選挙法13条1項及び別表第1の選挙区割規定（以下「旧区割規定」という。）は、同年8月31日施行された。

(4) 平成17年9月11日施行の衆議院議員総選挙は、旧区割規定の定め

た選挙区割り（以下「旧選挙区割り」という。）の下で施行されたところ、最高裁平成19年6月13日大法廷判決・民集61巻4号1617頁（以下「平成19年大法廷判決」という。）は、旧区割基準及び旧区割規定は、憲法14条1項等に違反するとはいえない旨判示した。

(5) 平成21年8月30日施行の衆議院議員総選挙（以下「平成21年総選挙」という。）も旧選挙区割りの下で施行されたところ、最高裁平成23年3月23日大法廷判決・民集65巻2号755頁（以下「平成23年大法廷判決」という。）は、旧区割基準のうち1人別枠方式に係る部分（旧区画審設置法3条2項）は、憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っており、1人別枠方式を含む旧区割基準に基づいて定められた旧選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたが、いずれも憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえず、旧区割基準及び旧区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということはできない旨判示した。

(6) 平成23年大法廷判決を踏まえ、1人別枠方式の廃止と小選挙区選挙の議員定数について0増5減（各都道府県の選挙区数を増やすことなく議員1人当たりの人口の少ない5県の各選挙区数をそれぞれ1減することをいう。）を内容とする衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律（平成24年法律第95号。以下「平成24年改正法」という。）が平成24年12月16日に成立し、1人別枠方式の廃止に係る部分については同日施行され、旧区画審設置法3条1項に規定された基準（各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上にならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通などの事情を総合的に考慮して合理的に行われねばならないこと）のみが、

区割基準となつた（上記改正後の衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下「区画審設置法」という。）3条。以下、この区割基準を「本件区割基準」という。）。

他方、平成24年改正法のうち0増5減を内容とする旧区割規定の改定については、区画審が改定案の勧告を公布日から6月以内に行い、政府がその勧告に基づいて速やかに法制上の措置を講ずべきものとされた。

(7) 平成24年12月16日施行の衆議院議員総選挙（以下「平成24年総選挙」という。）も旧選挙区割りの下で施行されたところ、最高裁平成25年11月20日大法廷判決・民集67巻8号1503頁（以下「平成25年大法廷判決」という。）は、旧選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたものであるが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえず、旧区割規定が憲法14条1項等に違反するものということはできない旨判示した。

(8) 区画審は、平成25年3月28日、0増5減を内容とする選挙区の改定案を内閣総理大臣に勧告し（乙2），同年6月24日、同改定案に基づく選挙区割りの改定を内容とする平成24年改正法の一部を改正する法律（平成25年法律第68号、以下「平成25年改正法」という。）が成立し、同改正後の区割規定（以下「本件区割規定」という。）は、同年7月28日に施行された。

(9) 本件選挙は、本件区割規定の定める選挙区割り（以下「本件選挙区割り」という。）の下で施行された。

本件選挙施行当時の選挙制度によれば、衆議院議員の定数は475人とされ、そのうち295人が小選挙区選出議員、180人が比例代表選出議員とされている（公職選挙法4条1項）。

(10) 本件選挙において、選挙当日の選挙区間における議員1人当たりの選挙人（有権者）数の最大較差は、最小の宮城県第5区を1とした場合、

東京第1区の2.129倍であり、原告らがそれぞれ属する本件各選挙区との間の較差は、順に、1.510倍（宮崎県第1区）、1.239倍（同第2区）、1.241倍（同第3区）、1.454倍（鹿児島県第1区）、1.202倍（同第2区）、1.102倍（同第3区）、1.160倍（同第4区）、1.042倍（同第5区）であった（乙1）。

なお、総務省発表の「衆議院小選挙区別選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数（登録者数順）」（平成25年9月2日現在）によれば、本件選挙において、議員1人当たりの登録有権者数（在外選挙人名簿登録者数を含む。）の較差は、最少の宮城県第5区と最多の北海道第1区との間では2.09倍であった（甲29）。

2 爭点

本件の争点は、(1)本件区割規定に基づく本件選挙区割りが憲法の要求に反する状態にあるか否か、(2)本件選挙区割りが憲法の要求に反する状態にある場合において、本件選挙につき違憲・無効の判決をする基準、(3)違憲状態是正のための合理的期間の経過の有無、(4)事情判決の可否である。

3 原告らの主張

(1) 本件選挙区割りは憲法の要求に反する状態にあること（争点(1)について）

本件選挙区割りを定める本件区割規定は、以下のとおり、憲法の要求に反する状態にある。

ア 憲法が要求する人口比例原則に基づいて選挙区割りされていないこと

本件選挙区割りは、人口比例原則に基づいて選挙区割りされていないところ、主権の存する日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動することとされ（憲法前文第1文、1条），両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員

の過半数でこれを決することとされている（憲法56条2項）ことに鑑みれば、憲法は、人口比例選挙の保障を要求している。

仮に、国會議員が、憲法43条2項、47条に基づいて、投票価値の平等を調整するための立法裁量を有するとしても、当該国會議員は、違憲状態の選挙で選ばれた者であるから、憲法98条1項に基づき国政の無資格者であり、上記立法裁量権を有し得ない。

イ 憲法の要求に反する1人別枠方式が実質的に廃止されていないこと

本件選挙は、1人別枠方式を実質的にみて廃止していない0増5減の平成24年改正法の下に施行されているところ、平成23年大法廷判決で判示されているとおり、1人別枠方式及び旧選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っており、本件選挙区割りについても、平成25年大法廷判決で判示されているとおり、0増5減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県については、1人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されているとはいえない。

ウ 人口比例選挙からの乖離に合理性があることの立証がないこと

人口比例選挙からの乖離を生ぜしめた立法裁量権の行使に合理性があることの立証責任は国にあるところ、その立証はない。

(2) 合理的期間の判例法理及び事情判決の法理により、本件区割規定を違憲・無効と判断しないことが、憲法98条1項等に反すこと（争点(2)について）

以下の事情に照らせば、合理的期間の判例法理及び事情判決の法理自体が、憲法98条1項等に基づき無効というべきであるから、憲法の要求に反する状態にある本件選挙区割りを定める本件区割規定は、合理的期間の判例法理及び事情判決法理について検討するまでもなく、直ちに違憲・無効であり、本件選挙は無効である。

ア 裁判官は、憲法99条の規範（憲法尊重擁護義務）に拘束されるの

で、憲法98条1項の規範（憲法に反する国権行為は全てその効力が否定されるべきこと）に法的に縛られて、違憲状態の選挙と解される本件選挙を無効と判決しなければならない法的義務を負う。

- イ 裁判官が、判決に当たって、事情判決の判例法理を採用することは、行政事件訴訟法31条の準用の排除を明記する公職選挙法219条を否定するので、憲法76条3項（裁判官の法律遵守義務）違反である。
- ウ 違憲状態の選挙で選ばれた国会議員は、憲法98条1項に基づき國政の無資格者であり、立法裁量権を有し得ない。
- エ 違憲状態の本件選挙で選出された295人が国会の活動を行う正統性がないのに国会内で国会の活動を行っているという異常な状態は、憲法が規定する、正当な選挙により選出された国会議員が国会における活動（憲法96条の憲法改正の発議を含む。）を行うという憲法秩序を根底から否定するものである。

(3) 違憲状態は正のための合理的期間が既に経過していること（争点(3)について）

仮に、合理的期間の判例法理に拠るとしても、以下のとおり、本件選挙日の時点で、合理的期間は、既に過ぎていると解されるので、本件選挙は、憲法98条1項により、違憲である。

ア 本件選挙投票日（平成26年12月14日）は、平成23年大法廷判決日（平成23年3月23日）以降、既に3年8か月22日間が経過している。

イ 区画審設置法4条によれば、区画審による選挙区の改定案の作成及び内閣総理大臣への勧告のための期間として、統計法5条2項本文の規定により10年ごとに行われる国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に行うものとされている。また、平成24年改正法附則3条3項によれば、選挙区割りの改定案に係る区

画審の勧告は、同法の施行日から6か月以内に行われることが予定されている。

ウ 国會議員は、選挙区割りの改正立法のための国会での活動において、国家機関として、それが自己の身分の得失に関わり得る事項であっても、一切、私益によることなく、公益のために、選挙区割りに関する立法裁量権の行使を遅滞なく、合理的に行使するよう、要求されているから、国會議員が、当該立法裁量権の行使を当該私益のために遅滞させることは、憲法99条（憲法尊重擁護義務）に違反する行為である。

エ 投票価値の不平等のは是正は、国会の活動の正統性を支える基本的な条件に関わる極めて重要な問題であり、違憲状態選挙で選出された人々は、国会活動に参画する正統性がないのであって、違憲状態を解消して民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、国民全体のために優先して取り組むべき喫緊の課題というべきものであり、平成23年大法廷判決も、できるだけ速やかに立法措置を講じることを要求している。

オ 憲法98条1項の規定に鑑みれば、国は、本件選挙の投票日の時点で合理的期間の末日が未徒過であることの立証責任を負うべきところ、その立証はない。

(4) 事情判決をすべきではないこと（争点(4)について）

仮に、事情判決の法理を肯定したとしても、以下のとおり、本件選挙を無効としても社会的混乱は生じないものであり、他方、国政の無資格者による国会活動を容認するべきではないから、本件選挙を無効とすることによる利益が不利益を優越し、事情判決は許されない。

ア 本件選挙を無効としても、以下の事情に照らせば、社会的混乱は生じないのであるから、本件選挙を無効とする不利益はない。

(ア) 衆議院、参議院とともに、比例代表選出議員が存在するところ、本件選挙が無効となり、全小選挙区選出議員295人が失格しても、衆議院は、残余の比例代表選出議員180名によって組織される。

(イ) 人口比例に基づく選挙区割り案とそのための改正法案を作成するために要する期間は数か月であり、その法案を審議・可決するためには必要な期間は数日である。

(ウ) 本件選挙が無効となり、全295小選挙区選出議員が失格し、総理大臣及び各大臣が失格となり、再選挙が行われたとしても、それは、任期満了前の解散と同様、国民にとって、憲法と公職選挙法の再選挙に関する各条項に従った、法治国家での全く当たり前の出来事である。

(エ) 選挙無効の判決により、過去の法律が遡って無効となることはない。

イ 他方、違憲の選挙で当選した全小選挙区選出衆議院議員295名は、当該違憲状態選挙が、憲法98条1項に基づき、その効力を有しないため、国政の無資格者であるから、それを解消するために本件選挙を無効とする利益は大きい。

4 被告らの主張

(1) 本件選挙時において、本件選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとはいえないこと（争点(1)について）

以下の事情に鑑みれば、本件選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を解消したものであり、その後の人口変動の結果、本件選挙当日の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差が2倍を超える状態が発生したことをもって、直ちに憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に当たるということはできない。

ア 本件区割規定は、平成24年改正法及び同法の枠組みの基づく平成

25年改正法により改正された後のものであり、本件区割規定の定める本件選挙区割りは、平成22年10月に実施された国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差が1.998倍に縮小されたものである。これは、平成23年大法廷判決がその基準を合理的なものと認めている区画設置法3条（本件区割基準）の趣旨に沿うものである。

また、平成25年改正法が前提とする平成24年改正法は、各選挙区の人口が、人口の最も少ない都道府県（鳥取県）の区域内における人口の最も少ない選挙区の人口を基準として、当該人口の2倍未満であるようにする内容のもの（附則3条2項1号）であるが、この前提として、議員1人当たりの人口が鳥取県を下回っていた福井県、山梨県、徳島県、高知県及び佐賀県、すなわち、1人別枠方式により過分に議員が配当されたと考えられる5県の議員数を1人減じるという0増5減を採用するもの（附則別表）であるから、同方式は、1人別枠方式による定数配分の考え方とは全く内容を異にするものであり、同時に、1人別枠方式による大きな弊害を取り除いたものと考えられる。

イ 選挙区割りの改定は、もとより選挙区の安定が選挙人及び候補者双方の便宜に資するとの観点から、原則として10年ごとに行われる大規模国政調査に基づいて行われることとされている（区画審設置法4条）ところ、本件区割規定は、その後の国政調査の結果（平成27年実施予定の国勢調査の結果等）を踏まえ、区画審における選挙区割りの改定案の勧告や、これに基づく新たな選挙区割りを定める法改正が必要となることが予定されていたのであり、平成25年大法廷判決が指摘する1人別枠方式の構造的な問題の最終的な解決も、今後の国勢調査の結果を踏まえた区割りの見直しにおいて行われることが予定されており、その間の人口変動による選挙人数の最大較差の拡大は一定程度避け難いものである。

ウ 本件選挙当日の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は2.129倍であって、2倍を僅かに超えたにすぎず、累次の最高裁判決における最大較差を下回るものであった。

(2) 憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていても、直ちに、違憲となるものではないこと（争点(2)について）

憲法の予定している司法権と立法権との関係からすれば、裁判所が選挙制度の憲法適合性について一定の判断を示すことにより、国会がこれを踏まえて所要の適切な是正の措置を講ずることが、憲法の趣旨に沿うものというべきである。このような憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っている旨の司法判断がされれば国会はこれを受けて是正を行う責務を負うものであるから、投票価値の平等の要求に反する状態に至っている旨の司法判断を受けて国会が行う是正が、憲法上要求される合理的期間内にされなかつたとは言えない場合には、違憲ということはできない。

(3) 憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかつたとはいえないこと（争点3について）

前記(1)ア～ウの事情に加え、以下の事情に照らせば、国会において、本件選挙までの間に、本件選挙区割りが違憲状態となったことを認識し得たとはいえないし、仮に、それを認識し得たと評価されたとしても、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえない。

ア 投票価値の平等の要求に反する状態に至っている旨の司法の判断を受けて国会が行う是正が、憲法上要求される合理的期間内にされなかつたといえるか否かは、裁判所において投票価値の較差が憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていると判断されるなど、国会が違憲状態となつたことを認識し得た時期を基準として、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要

となる手続きや作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるかどうかという観点から評価すべきものである。

イ 平成26年6月19日、衆議院に、衆議院選挙制度に関する調査・検討等を行うための有識者による議長の諮問機関として、「衆議院選挙制度に関する調査会」（以下「選挙制度調査会」という。）が設置されており、平成25年大法廷判決以降も、今後の人口変動によって憲法の投票価値の平等の要求に反する状態とならないようするために、選挙制度調査会において、解散前の衆議院議員の任期である平成28年12月を念頭に答申を行うべく、選挙制度の改革に向けた検討が重ねられてきたことからすれば、国会が、今後の国勢調査の結果や、平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判決の趣旨を踏まえた所要の適切な是正の措置を講じることが十分に見込まれる状況にあった。

ウ 本件選挙後も、平成26年12月26日に開催された衆議院運営委員会の理事会において、選挙制度調査会を存続する方針が確認されており、国会においては、今後も引き続き議論が進展していく見通しである。

第3 当裁判所の判断

1 大法廷判決の判示内容及び選挙区割改正に向けての国会の動向等
証拠（以下掲記のもの）及び弁論の全趣旨を総合すると、以下の事実が認められる（後記(1), (2)ア, (3)及び(6)の後段は公知の事実である。）。

(1) 旧選挙区割りに関する平成23年大法廷判決の判示内容について
平成23年大法廷判決は、以下のとおり、旧選挙区割りについては、平成21年総選挙の時点においては、憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っている旨判示した。

ア 1人別枠方式の意義については、新しい選挙制度を導入するに当た

り、直ちに人口比例のみに基づいて各都道府県への定数の配分を行った場合には、人口の少ない県における定数が急激かつ大幅に削減されることになるため、国政における安定性、連續性の確保を図る必要があると考えられたこと、何よりもこの点への配慮なくしては選挙制度の改革の実現自体が困難であったと認められる状況の下で採られた方策であるということにあるものと解される。そうであるとすれば、1人別枠方式は、おのずからその合理性に時間的な限界があるものというべきであり、新しい選挙制度が定着し、安定した運用がされるようになつた段階においては、その合理性は失われるものというほかない。

イ そして、平成21年総選挙の時点では、上記の選挙制度が定着し、安定した運用がされるようになつていて評価することができるのであって、もはや1人別枠方式の上記のような合理性は失われていたものというべきである。加えて、選挙区間の投票価値の最大較差は2.304倍に達し、較差2倍以上の選挙区の数も増加してきており、1人別枠方式がこのような選挙区間の投票価値の較差を生じさせる主要な要因となつてゐたのであって、その不合理性が投票価値の較差としても現れてきていたものということができる。

ウ そうすると、旧区割基準のうち1人別枠方式に係る部分は、遅くとも上記総選挙時においては、その立法時の合理性が失われたにもかかわらず、投票価値の平等と相容れない作用を及ぼすものとして、それ自体、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至つてしたものというべきである。

エ 平成19年大法廷判決において、平成17年の総選挙の時点における1人別枠方式を含む旧区割基準及び選挙区割りについて、いずれも憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていない旨の判断が示されていたことなどを考慮すると、本件選挙までの間にその是正がされ

なかったことをもって、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたものということはできない。

オ 衆議院は、その権能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められており、投票価値の平等についてもより厳格な要請があるものといわなければならない。したがって、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに旧区割基準の1人別枠方式を廃止し、旧区画審設置法3条1項の趣旨に沿って旧区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法措置を講じる必要がある。

(2) 本件区割規定が定める本件選挙区割りについて

ア 平成24年改正法は、小選挙区選出議員の定数を5人削減して295人とし、旧区割規定の改定を行うこと（同法2条）を内容とするものであり、区画審が小選挙区選挙の選挙区の改定案を作成するに当たっては、高知県、徳島県、福井県、佐賀県及び山梨県の5県の区域内の選挙区の数を1ずつ削減してそれぞれ2とすることとされた（附則別表）。

イ 平成24年改正法を前提とする平成25年改正法により改定された本件区割規定が定める本件選挙区割りは、17都県の42選挙区において区割りを改めるものであり、これにより、平成22年国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差は1.998倍となった（甲5,41,乙2）。

(3) 平成25年大法廷判決の判示内容について

ア 投票価値の較差の審査の判断枠組みについて

平成25年大法廷判決は、衆議院の選挙における投票価値の較差の問題の審査の判断枠組に関して、概ね以下のとおり判示した。

(ア) 最高裁大法廷は、これまで、①定数配分又は選挙区割りが投票価

値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否か、②上記の状態に至っている場合に、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとして定数配分又は区割規定が憲法の規定に違反するに至っているか否か、③当該規定が憲法の規定に違反するに至っている場合に、選挙を無効とすることなく選挙の違法を宣言するにとどめるか否かといった判断の枠組みに従つて審査を行つてきた。

- (イ) こうした段階を経て判断を行う方法が採られてきたのは、憲法の予定している司法権と立法権との関係に由来するものと考えられる。すなわち、裁判所において選挙制度について投票価値の平等の観点から憲法上問題があると判断したとしても、自らこれに代わる具体的な制度を定め得るものではなく、その是正は国会の立法によって行われることになるものであり、是正の方法についても国会は幅広い裁量権を有しており、上記の判断枠組みのいずれの段階においても、国会において自ら制度の見直しを行うことが想定されているものと解される。
- (ウ) 裁判所が選挙制度の憲法適合性について上記の判断枠組みの各段階において一定の判断を示すことにより、国会がこれを踏まえて所要の適切な是正の措置を講ずることが、憲法の趣旨に沿うものというべきである。
- (エ) 憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続きや作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取り組みが司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったと言えるか否かと

いう観点から評価すべきものと解される。

イ 本件区割規定について

平成25年大法廷判決は、本件区割規定の定める本件選挙区割りに
關して、概ね以下のとおり判示した。

- (ア) 0増5減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府
県については、旧選挙区割りの定数がそのまま維持されており、平
成22年国勢調査の結果を基に本件区割基準に基づく定数の再配分
が行われているわけではなく、全体として区画審設置法3条の趣旨
に沿った選挙制度の整備が十分に実現されているとはいえず、その
ため、今後の人口変動により再び較差が2倍以上の選挙区が出現し
増加する蓋然性が高いと想定されるなど、1人別枠方式の構造的な
問題が最終的に解決されているとはいえない。
- (イ) この問題への対応や合意の形成に様々な困難が伴うことを踏まえ、
区画設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備については、今回
のような漸次的な見直しを重ねることによってこれを実現していくこ
とも、国会の裁量に係る現実的な選択として許容されているところ
と解される。
- (ウ) 今後の国政調査の結果に従って区画設置法3条に基づく各都道府
県への定数の再配分とこれを踏まえた選挙区割りの改定を行う時期
が到来することも避けられない。
- (エ) 投票価値の平等は憲法上の要請であり、1人別枠方式の構造的な
問題は解決されているとはいえないのであるから、国会においては、
今後も、区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた
取り組みが着実に続けられる必要がある。
- (4) 平成25年大法廷判決後の本件選挙区割りの改正に向けた国会等の動
きについて

ア 平成25年大法廷判決後の平成26年6月19日、衆議院に、選挙制度調査会が設置され、各会派は、現行制度を含めた選挙制度の評価、衆議院議員定数削減の処理、一票の較差を是正する方策などについての同調査会の答申を尊重するものとされた（乙3）。

イ 選挙制度調査会は、同年9月11日の第1回会議において、全体的なスケジュールとして、月に1回ないし2か月に3回程度のペースで開催する、先ずは「一票の較差問題」について議論を行う、答申は、当時の議員の任期（平成28年12月まで）を念頭に置きつつ、立法作業や周知期間を考慮してまとめていくことなどを決定し、その後、平成26年10月9日、同月20日、同年11月20日の計4回にわたり、会合が行われた（乙3、5の3、6ないし8の各2）。しかし、上記任期前の解散に伴う本件選挙により、選挙制度調査会は休止されることとなった（弁論の全趣旨）。

ウ 平成26年12月26日に開催された衆議院運営委員会の理事会において、選挙制度調査会を存続する方針が確認された（乙11）。

(5) 本件選挙の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の較差
本件選挙の選挙当日の議員1人当たりの選挙人（有権者）数について、最小の宮城県5区との間の選挙人数の較差が2倍以上の選挙区は、同選挙人数が多い順に、東京都第1区、北海道第1区、東京都第3区、同第5区、兵庫県第6区、東京都第6区、同第19区、同第22区、同第23区、埼玉県第3区、東京都第8区、神奈川県第13区、埼玉県第2区の13選挙区であった。他方、最大の東京都第1区との間の選挙人数の較差が2倍以上の選挙区は、同選挙人数が少ない順に、宮城県第5区、福島県第4区、鳥取県第1区、同第2区、長崎県第3区、同第4区、鹿児島県第5区、三重県第4区、青森県第3区、長野県第4区、栃木県第3区、香川県第3区の12選挙区であった（乙1）。

(6) 今後の国勢調査の予定

10年ごとに行われる国勢調査（統計法4条1項本文）は平成32年に予定されているが、平成27年にも簡易な方法による国勢調査（統計法4条2項但書）が予定されている（弁論の全趣旨）。

区画審は、10年ごとに行われる国勢調査による人口が公示された日から1年以内に改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとされており（区画審設置法4条1項），各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めることきにも勧告を行うことができるものとされている（同条2項）。

2 投票価値の較差の審査の枠組について

(1) 裁判所において選挙制度について投票価値の平等の観点から憲法上問題があると判断したとしても、自らこれに代わる具体的な制度を定め得るものではなく、その是正は国会の立法によって行われ、国会は是正の方法について裁量権を有していることなどに鑑みれば、衆議院議員の選挙における投票価値の較差の問題については、①それが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否か、②憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったか否か、③選挙を無効とすることなく選挙の違法を宣言するにとどめるか否かという判断枠組に従って審査するのが相当というべきである（前記1(3)ア(ア), (イ)）。

(2) この点、原告らは、合理的期間の判例法理自体が、憲法98条1項により、その効力を有しない旨主張するが、上記(1)説示の理由から、投票価値の較差に憲法上問題がある場合でも、直ちに選挙の違憲違法又は違憲無効の判断をすることを控え、国会による是正措置を待つものとすることは憲法秩序の上から相当といえる。原告ら主張のとおり、本件選挙により選出された議員が全く民意を反映していない場合には、前記判断枠組による審査が相当ではないとしても、本件選挙により選出された議

員は、各選挙区において一定の票を獲得している者であり、本件選挙当日の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差の状況（前記1(5)）に照らしても、前記判断枠組に従うことが不相当とまで認めることはできない。

以下、前記判断枠組みに従って判断を進める。

3 本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否かについて

(1) 憲法14条1項は、選挙権の内容の平等、すなわち投票価値の平等を要求しているものと解されるものであり、衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するに際して、憲法上、議員1人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められているというべきである。そして、国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（憲法43条2項、47条），選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められることからすると、上記以外の都道府県を細分化した市町村その他の行政区画、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情及び地理的状況などの諸要素も、合理性を有する限りにおいて、国会において考慮することが許容されているものというべきである。

この点、区画審設置法3条（本件区割基準）が選挙区間の人口の最大較差が2倍未満となるように選挙区の区割りをすることを求めているのは、投票価値の平等以外の合理的諸要素を考慮した場合に許容される較差の上限の基準として見るなら合理的と評価できる。しかし、同区割基準は合理性を有する諸要素を考慮して選挙区割りを作成する際の基準に

すぎず、当然に、人口較差が憲法の投票価値の平等の要求に反するか否かの判断基準となるものとはいえないのであるから、選挙区間の人口の最大較差が2倍未満であっても、その較差が生じる原因として国会において考慮した要素が合理性を有しない場合には、当該選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反すると言うべきことになる。

(2) そこで検討するに、旧選挙区割りについては、平成21年総選挙時には合理性が失われていた1人別枠方式を含む旧区割基準に基づいて定められたものであり、平成21年総選挙及び平成24年総選挙時において、その不合理性が投票価値の較差として現れ、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものというべきものであるところ（前記1(1)イ），本件選挙区割りは、旧選挙区割りに0増5減を施して、平成22年国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差が1.998倍となるようにしたものであるが（前記1(2)ア，イ），上記0増5減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県については、平成22年国勢調査の結果を基に定数の再配分が行われたものではないところ（前記1(3)イア），本件選挙の選挙当日の議員1人当たりの選挙人数が最大の東京都第1区との間の選挙人数の較差が2倍以上の選挙区が、同選挙人数が少ない順に、宮城県第5区、福島県第4区、鳥取県第1区、同第2区、長崎県第3区、同第4区、鹿児島県第5区、三重県第4区、青森県第3区、長野県第4区、栃木県第3区、香川県第3区の12選挙区あったこと（前記1(5)）などに照らせば、東日本大震災の被災地域における人口減少が著しいことを考慮しても、本件選挙区割りにおける投票価値の較差は、1人別枠方式の不合理性が主な要因となって、投票価値の較差として現れているものと認めるのが相当であり、それを覆すに足りる事情を認めることはできない。

(3) したがって、本件選挙区割りにおける投票価値の較差については、国

会が合理性を有する諸要素を考慮したことにより生じたと認めることができないのであって、本件選挙時において、本件選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったと言うべきである。

4 憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたか否かについて

- (1) 憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っている旨の司法判断がされれば国会はこれを受けて是正を行う責務を負うものであるところ（前記1(3)ア(イ)），憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続きや作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取り組みが司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったと言えるか否かという観点から評価すべきものと解される（前記1(3)ア(エ)）。
- (2) そして、平成23年大法廷判決は、1人別枠方式に基づいて定められた旧選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態である旨判断しているところ（前記1(1)ウ），国会も、平成23年大法廷判決（平成23年3月23日言渡し）の後は、それを認識し得たというべきであり、また、旧選挙区割りに0増5減を施した後の本件選挙区割りについても、1人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されているとはいはず、平成25年大法廷判決もその旨判断していること（前記1(3)イ(ア)）に照らせば、本件選挙区割りが未だ憲法の投票価値の平等に反する状態にあるということについて、国会が認識できなかつたということはできない。
- (3) しかし、①旧区割基準も制定当初は合理性を有していたが、その後に合理性が失われたものと解されること（前記1(1)ア），②旧区割規定及

び本件区割規定の憲法の投票価値の平等に反する状態を解消するためには、国勢調査の結果を基に、各都道府県への選挙区の数すなわち議員の定数の配分を見直し、それを前提として、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況などの諸要素を考慮して、多数の選挙区割りを改定する必要があること（区画審設置法3条、本件区割基準），③平成27年に簡易な方法による国勢調査が予定されており、同国勢調査に基づく選挙区割りの改定案の作成が区画審設置法4条1項により義務付けられているものではないとしても、同国勢調査に基づく抜本的な選挙区割りの改定案の作成が区画審設置法4条2項により行われること（前記1(6)），④同国勢調査の時期を考慮し、国勢調査等に基づく抜本的な改定案の作成までの間、0増5減のような漸次的な見直しを重ねることによって選挙制度の整備を実現していくことも、国会の裁量に係る現実的な選択として許されていると解されること（前記1(3)イ），⑤国会は、平成25年大法廷判決の後に、選挙制度調査会を設置し、同調査会は、当時の衆議院議員の任期である平成28年12月を念頭に置いて選挙制度の評価、衆議院議員定数削減の処理、一票の較差を是正する方策等に関する答申をまとめるとのスケジュールを決定したこと（前記1(4)ア、イ），⑥本件選挙は、衆議院議員の任期である平成28年12月より前の解散による総選挙であったこと、⑦今後も選挙制度調査会が調査・検討を続ける見通しであること（前記1(4)ウ）などに照らせば、衆議院の諮問機関である選挙制度調査会以外に選挙制度の抜本的改正に向けて公に活動している機関等が存在せず（弁論の全趣旨），一部の会派は同調査会の答申を尊重することを是としていないことがうかがわれること（乙9、10）などを考慮しても、本件選挙の時点において、国会における是正の実現に向けた取り組みは、十分とは言い難いものの、

平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものでなかったということはできず、本件において憲法上要求される是正のための合理的期間を超過したものと断ずることはできない。

(4) 以上のとおり、憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていた旧区割規定を改定した本件区割規定の定める本件選挙区割りは、なお、憲法の投票価値の平等の要求に反するものであったというべきであるが、本件選挙の時点においては、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえず、本件区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということはできない。

第4 結論

以上によれば、原告らの請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所宮崎支部

裁判長裁判官 佐 藤 明

裁判官 三 井 敦 匠

裁判官 下 馬 場 直 志